

京都市立桂小学校「学校いじめの防止等基本方針」

1 「学校いじめの防止等基本方針」の目的、基本的な考え方

(1) 目的

「いじめ」はいじめを受けた子どもの教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれのあるものである。道徳教育の充実・いじめに対する取組状況を学校評価項目に位置付けることなど、いじめの早期発見や未然予防につなげるとともに、初期段階のいじめや、ごく短時間のうちに解消したいじめ事件についても、学校が組織として学校内で情報を共有・把握し(いじめの認知)、見守り、必要に応じて指導をし、解決につなげることが重要である。

本方針は子どもの尊厳を保持する目的の下、いじめ防止対策推進法（平成 25 年法律第 71 号）第 13 条に基づき、本校のいじめの防止対策推進の基本的な方向、取組内容を策定するものである。

(2) 基本的な考え方

「いじめ」は子どもたちの心身の健全な成長に重大な影響を及ぼし、自殺や不登校にもつながる深刻な人権問題である。「いじめ」は全ての子どもが、突然、被害者にも加害者にもなり得るものであり、どの学校、どの学級でも起こりうるものであるという認識に立ち、「見逃しのない観察」「手遅れのない対応」「心の通った指導」を徹底し、いじめを起こさない、許さない学校づくりを推進する。特に子どもの感じる被害性に着目し、いじめに該当するか判断する。

また「いじめ」に関する情報を教職員個人で抱え込んだり、対応不要であると判断したりせず、教育支援部会を中心とした情報の集約と共有化を行い、組織的かつ実効的にいじめ問題に取り組む。

2 いじめ対策委員会の設置

名 称 **教育支援部会**

(1) 構成員（職名又は校務分掌）

管理職 教務主任 生徒指導主任 総合育成教育主任 養護教諭
教育相談主任 該当担任 スクールカウンセラー
スクールソーシャルワーカー 教育支援部担当教員

(2) 役割・取組内容

- ・発見されたいじめ事案への早急かつ徹底した対応
- ・いじめやいじめが疑われる行為を発見した場合の集約窓口と対応方針の決定
- ・重大事案への対応及び連携機関との連絡
- ・児童や保護者、地域に対する情報発信と意識啓発、意見聴取
- ・個別面談や相談窓口の集約
- ・「学校いじめの防止等基本方針」「いじめの防止等に関わる年間計画」の作成
- ・未然防止の取組の推進や学校基本方針に基づく取組の実施と進捗状況の確認
- ・教職員の共通理解と意識啓発
- ・年間の取組についての見直しを行う時期の決定
- ・「取組評価アンケート」、「いじめ不登校対策委員会」、「いじめの対応に関する研修」の時期の決定
- ・取組状況（アンケート等による情報収集・校内研修等の実施状況）を学校評価における評価項目に位置付け、保護者に結果を知らせる。
- ・未然防止の取組の年間計画の決定

(3) 開催時期

- ・開催時期は、定例の「教育支援部会」以外に、必要に応じて招集する。
- ・事案に応じて、管理職、生徒指導主任、当該学級担任による「ケース会議」を実施する。会議の回数・実施時期については、後述の「年間計画」に記載。

(4) 児童・保護者への周知

- ・いじめに関わる情報に対する支援や指導及び保護者との連携対応の確認
- ・学校いじめの防止等基本方針の学校ホームページへの掲載

3 学校いじめ防止プログラム

(1) 学校におけるいじめの未然防止のための取組

ア 学習環境の整備

- ・学習するときの約束やルールを一人一人の子どもが確実に身に付け、意欲的に学ぶ集団づくりの取組の推進。
- ・児童同士の絆づくり（学級活動、クラブ活動、委員会活動）。

イ 授業改善の充実

- ・全ての児童がわかる喜びと学ぶ楽しさを実感できる授業の実施。
- ・教育課程指導計画（京都市スタンダード）に基づく指導の徹底。
- ・言語活動の充実とコミュニケーション能力（伝え合う力）の育成を重点においた学習内容や学習形態の工夫。（主体的・対話的・深い学びへ）

ウ 道徳教育・人権教育の充実

- やわらかいけれど芯のしっかりした「しなやかな道徳教育」、「ともだちの日」の実践。
- よりよい生活や人間関係を築こうとする自主的、実践的な態度を育てることをねらいとした活動の、意図的、計画的な実施。
- 「いじめは絶対に許されない」ことや、「命の大切さ」「思いやりと友情」などを具体的に取り上げた人権学習、道徳の学習の実施。
- 警察のスクールサポーターによる非行防止教室の実施。
- 参観日で、全校の取組として、いじめは絶対に許されないことや命の大切さを題材とした「道徳」を実施し、保護者に理解や協力を求める。

エ 児童が主体的に行う活動の充実（児童同士の絆づくり）

- 望ましい人間関係の育成と、協力して諸問題を解決する力の育成。
- 児童会によるいじめ防止に向けた取り組み。桂スタンダードの作成と掲示

オ 体験活動の充実

- 宿泊学習の取組を通しての仲間づくりと自然を敬愛する態度の育成。
- 学校行事などを通しての仲間づくりと自己肯定感、自己有用感の涵養。
- 総合的な学習、生活科等を通しての自他の生命を尊重する活動の推進。

カ 児童へのはたらきかけ

- 非行防止教室の実施と事後指導での全学年への発信。
- 「あのねタイム」等を通して児童の心情や背景への理解、状況への寄り添い
- 学級通信等の有効活用。
- 朝会を利用した児童への話
(いじめ対応チームを知らせ、担任以外に話せる場があることを伝える)
- 地域、PTAとともに取り組むあいさつ運動・見守り隊の実施。

(2) いじめの早期発見のための措置

ア 日常の児童生徒に関する情報共有

- 日常の児童に関する情報共有
- 登校、休み時間、掃除中などの校内巡視による児童の見守り活動の実施。
- 全教職員によるいじめを見逃さない体制づくりの構築。
- 京都府警のスクールサポーターによる非行防止教室でのSNSについての学び。

イ 児童生徒に対する定期的な調査

① アンケートなど

- ・学校教育アンケート、いじめに関わるアンケートを利用した「いじめ」の兆候の早期実態把握。
- ・クラスマネジメントシートを活用した「いじめ」の実態把握と学級経営の見直し。

② 教育相談など

- ・アンケートに基づく積極的な相談活動の実施、発見の強化。
- ・SC、SSWとの連携による教育相談

ウ 上記調査等の結果の検証及び組織的な対応

- ・気になる児童への定期的な家庭訪問の実施による相談機会の確保。
- ・定期的な「教育支援部会」による情報共有と組織的な動きの構築。
＜組織的な対応＞

(3) いじめが起こったときの措置及び再発防止に向けた取組

ア 基本的な考え方

初期段階のいじめやごく短期間のうちに解消したいじめ事案についても、学校が組織として把握し（いじめの認知）、解決に向けた取り組みを行う。いじめの発見や報告を受けた時は速やかに、また「あのねタイム」の終了時に「教育支援部会」で情報を共有し、今後の対応等について検討する。その際、「いじめ防止対策推進法」等を踏まえ、いじめの有無の確認について、被害児童の支援や加害児童への指導、周りの児童の状況把握、教育委員会はじめ関係機関や専門機関との連携、保護者への連絡や対応等について努めるとともに、解消・改善及び再発防止に向けた取組を進める。

イ いじめやその疑いを把握したときの校内での情報共有及び対応

※ 最終頁に記載

ウ インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進

- ・情報モラルの学級活動の強化。
- ・SNSを通じて起こっている問題行動の理解と「いじめ」対応の事例研修。
- ・家庭教育学級、地生連等を活用した地域への啓発。

エ 「いじめの解消」の定義を踏まえた見守り及び再発防止に向けた取組

- ・少なくとも次の2つの要件が満たされるまで支援を継続する。
 - ① いじめに係る行為が少なくとも3か月止んでいること（救済）
 - ② いじめを受けた児童が心身の苦痛を感じていないこと（回復）
- ※面談等により確認し、解消判断は個人ではなく組織（いじめ対策委員会）で行う。

(4) 教職員の資質能力向上（校内研修）

- ・生徒指導体制の見直しと「報告」「連絡」「相談」の徹底。
- ・教員研修による教師一人一人のいじめに対する意識の向上。
- ・教職員の人権感覚を磨く取組と能力向上を図る研修会の実施。
- ・いじめ事案対処に関する研修

4 保護者・地域、関係機関との連携

- ・学校としていじめ防止活動を行うことを周知
- ・人権学習、道徳の学習の参観授業による保護者への啓発活動。
- ・京都府警のスクールサポーターによる非行防止教室の開催。
- ・家庭教育学級や懇談会にて「いじめ防止対策推進法」の趣旨や「学校いじめの防止等基本方針」の内容を周知し、いじめの防止や解消に、保護者による子どもの観察や声かけが重要であることを知らせ、理解と協力を得る。

その他

- ・評価アンケートの結果の分析と、PDCAサイクルでの見直し。

5 重大事態への対処

- ・京都市教育委員会への報告と相談、調査主体等の協議。
- ① 生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- ② 相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

学校が調査主体の場合

- ・学校の下に重大事態の調査組織を設置。
- ・調査組織で、事実関係を明確にするための調査を実施。
- ・いじめを受けた児童及びその保護者に対して必要に応じた適切な情報提供。
- ・京都市教育委員会への調査結果の報告。・調査結果を踏まえた必要な措置。
- ・同種の事態発生の防止に必要な取組の推進。

京都市教育委員会が調査主体の場合

- ・京都市教育委員会の指示のもと、資料の提出など、調査への協力。

6 年間計画（予定）

※年間予定のため、予定を変更する場合があります。

月	対策会議（教育支援部会等）の開催や 教職員の資質能力向上（校内研修）の取組	未然防止の取組	早期発見・積極的認知 の取組	保護者等への啓発 関係機関との連携
4	<ul style="list-style-type: none"> 職員会議 「学校いじめの防止等基本方針の共有」 「年間計画と役割の明確化」 教育支援部会① 「校内体制や組織的対応の共有」 「児童・保護者への広報について」 	<ul style="list-style-type: none"> 【共通】 入学式 学級開き 1年生をむかえる会 	<ul style="list-style-type: none"> 前年度のアンケート結果・いじめにつながりかねなかった事例等を学年で共有（2～6年） 	<ul style="list-style-type: none"> 授業参観① 学級懇談会の中で保護者啓発 個人懇談会①
5	<ul style="list-style-type: none"> 教育支援部② 「記名式アンケート・教育相談週間（あのねタイム）の実施に向けて」① 「いじめ等、見守っていききたい児童の確認」 教育支援部校内研修会① 「いじめ等、見守っていききたい児童の共有」 児童理解研修① 	<ul style="list-style-type: none"> 【共通】 人権朝会 憲法月間の講話の中で、いじめの問題について話す 全校朝会で児童に教育支援部会員の紹介 ともだちの日の取り組み 人権標語の作成と発表 <p>【旧6年担任】小中連絡会</p>		<ul style="list-style-type: none"> 憲法月間「学校だより」で啓発 学校運営協議会で説明①
6	<ul style="list-style-type: none"> 教育支援部会③ 「クラスマネジメントシートの実施に向けて」① 	<ul style="list-style-type: none"> 【共通】 人権標語の掲示（年間） 人権啓発参観 <p>【5年】「山の家」宿泊学習</p>	<ul style="list-style-type: none"> 第1回記名式アンケート実施、学年集約と共有① 教育相談週間（あのねタイム）① 	<ul style="list-style-type: none"> 保護者向け啓発パンフレット配布 学校運営協議会で「いじめ対応」を伝える
7	<ul style="list-style-type: none"> 教育支援部会④ 「クラスマネジメントシートの結果の共有」① 「記名式アンケート・教育相談週間（あのねタイム）の結果の共有」① 「学校評価の実施に向けて」① 	<ul style="list-style-type: none"> 【共通】 夏季休業前の集会で「なかまづくり」の教材について再度話をする <p>【4・6年】非行防止教室</p>	<ul style="list-style-type: none"> クラスマネジメントシートの実施①（4～6年）、学年集約と共有 	<ul style="list-style-type: none"> 個人懇談会② 地生連で「いじめ対応」を伝える 家庭教育学級で啓発 学校評価の実施①
8	<ul style="list-style-type: none"> 教育支援部会⑤ 教育支援部校内夏季研修会② 小中合同教職員研修 「いじめについて情報共有と連携」 	<ul style="list-style-type: none"> 【共通】 「あいさつ運動」強化週間 		
9	<ul style="list-style-type: none"> 教育支援部会⑥ 「未然防止に向けた取組の確認」 職員会議 「学校評価の結果の共有」① 	<ul style="list-style-type: none"> 【共通】 「あいさつ運動」強化週間 <p>【6年】修学旅行</p>		
10	<ul style="list-style-type: none"> 教育支援部会⑦ 「記名式アンケート・教育相談週間（あのねタイム）の実施に向けて」② 	<ul style="list-style-type: none"> 【共通】 桂体育フェスティバル <p>【6年】小中連携① 「オープンスクール」</p>		<ul style="list-style-type: none"> 学校運営協議会で説明と評価②

11	<ul style="list-style-type: none"> ・教育支援部会⑧ 「記名式アンケート・教育相談週間（あのねタイム）の結果の共有」② 校内研修会（授業提案）に向けて 「クラスマネジメントシートの実施に向けて」② ・教育支援部校内研修会③ 「授業を伴う研修会の実施」 	<p>【共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学習発表会（令和8年度は学年ごとに実施） 	<ul style="list-style-type: none"> ・記名式アンケートの実施、学年集約と共有② ・教育相談週間（あのねタイム）② 	
12	<ul style="list-style-type: none"> ・教育支援部会⑨ 「基本方針の見直しと作業に向けて」 「学校評価の実施に向けて」② 	<p>【共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人権朝会 	<ul style="list-style-type: none"> ・クラスマネジメントシートの実施②（4～6年）、学年集約と共有 	<ul style="list-style-type: none"> ・人権月間「学校だより」で啓発 ・個人懇談会③ ・地生連で「いじめ対応」を伝える ・学校評価の実施②
1	<ul style="list-style-type: none"> ・教育支援部会⑩ 「いじめ事案の経過」 「学校評価の結果の共有」② 「クラスマネジメントシートの結果の共有」② 	<p>【共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「あいさつ運動」強化週間 		
2	<ul style="list-style-type: none"> ・教育支援部会⑪ 「年間を通してのいじめ事案の経過」 ・児童理解研修② 「次年度への課題（予想される困りなど）と有効だった手立て」 ・職員会議 「学校評価の結果と共有」② 	<p>【共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・作品展 		<ul style="list-style-type: none"> ・新1年入学説明会で校長から講話 ・学校運営協議会で説明と評価③ ・授業参観③ ・学級懇談会③の中で保護者啓発
3	<ul style="list-style-type: none"> ・教育支援部会⑫ 「いじめ防止プログラムの見直しと確認 PDCAサイクル」 ・職員会議 「いじめ防止プログラムの見直し」 「次年度の基本方針の確認」 	<p>【共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・6年生を送る会 ・卒業式 <p>【6年】小中連携②</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・次年度に向け、アンケート等の結果の学年集約（全学年） ・アンケート原本の保管（5年保存） 	<ul style="list-style-type: none"> ・地生連で人権について一人一人を大切に取る取り組みをとりあげる。

※ 年間計画には示していないが、「学校いじめ防止プログラム」の「いじめの未然防止の取組」として、学習環境の整備や授業改善はもとより、道徳教育、人権教育の充実、児童生徒が主体的に行う活動や体験活動の充実、児童生徒同士の絆づくりについては、すべての教育活動を通じて行う。

※ 「教育支援部会」については、いじめ事案の発覚時に、速やかに臨時で開催する。
事案の経過や解消の確認については、定例の「教育支援部会」で随時行い情報等を共有する。

※いじめやその疑いを把握したときの校内での情報共有及び対応

